

2026 年度 市町村森林整備支援事業 緩衝帯整備事業委託（豊丘、亀倉地区）
仕様書

1. 業務名 2026 年度 市町村森林整備支援事業 緩衝帯整備事業委託
 （豊丘、亀倉地区）

2. 業務場所 須坂市大字豊丘、亀倉

3. 業務期間 2026 年 10 月 7 日から 2026 年 11 月 30 日

4. 業務内容

野生鳥獣による侵入を防止するため、下記 2 点を行うこと。

（1）伐倒・枝打ち

10m 以上の幅を確保し下刈り、灌木の伐採を行うこと。

（2）集積

下刈り・伐採・枝打ちした際の枝等は、転落しないよう対策を行い集積すること。

5. 施行管理

請負者は、業務実施・業務管理に関する一切の事項を処理する現場代理人を定め、十分な業務管理を行わなければならない。なお、職員が出来形及び品質の確認のための資料の提出を要求した場合は、その指示に従うものとする。

6. 安全及び保安対策

請負者は、業務の実施にあたって常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等の遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

- 1) 作業地内において、たばこの後始末は必ず専用の携帯吸殻入れ等を使用し、作業終了後には必ず火気等後始末の点検を行うこと。
- 2) 業務中は所要の人員を配置し、現場内の整理整頓及び保安に努めなければならない。
- 3) 豪雨及び台風等による災害の恐れがあるときは、現場の状況を随時把握し安全管理に努め、欠損等ないように注意しなければならない。
- 4) 受注者は、業務の実施にあたって、現場の公衆が見やすい場所に、業務内容、業務期間、業務種別、発注者、実施者等を記載した標示板を設置しなければならない。

7. 提出書類

事業完了後、完了報告書と作業前中後の写真を提出すること。見積書は、豊丘地区、亀倉地区に分けて費用を明示すること。

8. その他注意事項

- 1) 請負者は、本仕様書に従って実施するものであるが、これに明示していない事項でも実施または、技術上当然必要と認められるものに対して、請負者の責任において行わなければならない。
- 2) 請負者は実施に先立ち、本仕様書、現場状態等の照査を行い、疑義が生じた場合は職員と協議の上、処理するものとする。